

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月 27日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530092

研究課題名（和文） 成年後見法制の比較法的検討と日本法への改正提言

研究課題名（英文） The Analysis of the Adult Guardianship Laws from a Comparative-Law Perspective and the Recommendations for the Japanese Law Reform

研究代表者

田山 輝明（TAYAMA TERUAKI）

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号：30063762

研究成果の概要（和文）：成年後見制度が抱えている問題点について、比較法的観点から具体的に検討してきた。その中でも、成年被後見人の選挙権剥奪問題については、集中的に研究を行い、『成年後見制度と障害者権利条約』（三省堂、2012年）にその成果を発表し、2013年3月の東京地裁判決にも少なからず影響を与えることが出来た。その結果、公職選挙法11条1項1号は削除される見通しである。なお、成年後見人の医療同意権についても研究を進めた。

研究成果の概要（英文）：We have assiduously studied the problems of the Japanese Adult Guardianship Law from a comparative-law perspective and especially concentrated our efforts on the study of the problem of the disqualification of the ward from voting.

As the achievement of the study, we have published “THE ADULT GUARDIANSHIP AND CONVENTION ON THE RIGHTS OF PERSONS WITH DISABILITIES” (Sanseido Publ. Co. 2012) and the book has had enormous influence on the March 14, 2013 decision of the Tokyo District Court. As a result of the decision, from the voting disqualification list of the Paragraph 1 of Section 11 of the Public Office Election Law, the ward is to be deleted. We have also studied whether the adult guardian should have the right to consent to the medical treatment of the ward.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,600,000	480,000	2,080,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
2012年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：民事法学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：成年後見、成年後見の改正提言、障害者権利条約、オーストリアの代弁人法、ドイツの世話法、成年後見人の法定代理、意思決定のサポートシステム

1. 研究開始当初の背景

新しい成年後見制度が発足して10年目

を迎えるにあたって、当該制度の有する問題点を洗い出して、その解決策を提言すること

を考えた。関係者やその団体がそれぞれの立場で、問題提起をし始めていたが、我々も研究者、特に比較法的研究者の立場で同様の課題に取り組んだ。その背景には、新制度を利用する側が提起していた様々な問題点が存在していた。選挙権の問題や医療同意権の問題などである。直接的かつ明示的ではなかったが、差別禁止法案や障害者権利条約の批准の問題も重要な背景であった。既に国内の障害者団体は具体的な問題提起を行っていた。

2. 研究の目的

日本の成年後見制度に類似したものを有する国においては、類似の問題点が発生しているであろうとの前提に立って、問題点の比較法的検討を行うこととした。障害者権利条約の批准問題は、当時の日本にとっては、現在ほど深刻な課題ではなかったが、同条約を既に批准しているヨーロッパ諸国の状況は批准問題を抱えている日本にとっては参考になる多くの素材を提供してくれるであろうと考えた。そのため、主として、ドイツ、オーストリア、フランス、イギリス（以上、EU）、アメリカ、等の制度について比較研究を行った。アメリカ法は、成年後見に関する連邦統一法はあるものの、内容はさまざまであるので、類型化したうえでの州別の研究になった。

3. 研究の方法

文献やインターネットによる研究の他に、現地の研究者（ドイツ・ゲッチンゲン大学、フォルカー・リップ教授、オーストリア・インスブルック大学、ミヒャエル・ガナー准教授）を招請し、講演会・シンポジウム形式で問題点の分析を行った。選挙権の問題については、オーストリアの経験、すなわち、成年被後見人の選挙権を剥奪することは憲法違反であるとの判決（1980年代）、の紹介は重要な意味を持った。

日本の成年被後見人が抱える問題点については、訴訟の弁護団からその主張を聞くことによって問題点を正確に把握することができた。具体的な結果は、公職選挙法11条1項1号の削除提案に至った。医療同意権の問題、特に成年後見人の医療同意権の問題は、今後とも議論を重ねなければならないが、既に検討を開始し、外国情報の収集と類型化を行っている。

4. 研究成果

中心的なグループ研究の成果は以下の通りである。

出版物として取りまとめた成果は、『成年後見制度と障害者権利条約——東西諸国における成年後見制度の課題と動向』（三省堂、2012年10月）である。その目次を掲げ

て、内容紹介に代えたい。

第1編 東西諸国における成年後見制度の動向

第1章 憲法と成年者の保護 フォルカー・リップ（ドイツ・ゲッチンゲン大学教授） 田山輝明訳

第2章 オーストリア代弁人法——発展およびクリアリング—— ミヒャエル・ガナー（オーストリア・インスブルック大学准教授） 青木仁美訳

第3章 オーストリア法による代弁人への処分委託証書、老齢配慮代理権、近親者の代理権限及び患者配慮処分 ミヒャエル・ガナー（オーストリア・インスブルック大学准教授） 青木仁美訳

第4章 韓国民法の成年後見制度 李銀栄（韓国外語大学校法学専門大学院教授）

資料：韓国新成年後見法 李 聲杓（東北文化学園大学准教授）

第5章 台湾における成年後見制度の改正について 林 秀雄（台湾輔仁大学教授）

資料：台湾民法等

第6章 ワークショップ：成年後見制度の課題

第2編 障害者権利条約と成年後見制度

第1章 障害者権利条約と世話法 フォルカー・リップ（ドイツ・ゲッチンゲン大学教授） 田山輝明訳

第2章 障害者権利条約がオーストリアの代弁人法に及ぼす影響 ミヒャエル・ガナー（オーストリア・インスブルック大学准教授） 青木仁美訳

第3章 成年者の保護、法定代理と国連の障害者権利条約 フォルカー・リップ（ドイツ・ゲッチンゲン大学教授） 田山輝明訳

第4章 障害者権利条約と成年後見制度に関するまとめ（田山）

第3編 成年被後見人の選挙権

第1章 オーストリア法における被代弁人の選挙権 青木仁美

第2章 ドイツにおける被世話人の選挙権 片山 英一郎

第3章 フランス法における成年被後見人の選挙権 山城 一真

第4章 イギリス法における精神障害者の投票権 橋本 有生

第5章 欧州人権裁判所における成年被後見人の選挙権剥奪に関する判決 足立 祐一

第6章 スイスにおける被後見人の選挙権 梶谷 康久

- 第7章 アメリカ合衆国における精神障害者の投票権 志村 武
第8章 成年被後見人と選挙権に関するまとめ 田山輝明

補論1 親権および未成年後見制度に関する考察——児童虐待防止の視角から 佐柳 忠晴

補論2 成年後見制度の実務上の課題——法改正が望まれる点を含めて 松田 京子

本書は、以上のような内容であるが、いずれも出版のために執筆したものではなく、グループ研究の成果を文章化したものである。外国人の論文も同様であるが、若干の論文については、外国の専門雑誌のご了解をいただいて翻訳したものも含まれている。

なお、本書は日本語で書かれているため、直接的には、外国での反応は見られないが、シンポジウムの際などに、日本の法制度の紹介をドイツ語で行っているのも、また、グループ研究のメンバーが、ドイツやオーストリアの研究者と共同で、日本の法の紹介を行い、さらには法改正の現状を紹介している。

今後は、以上のような成果を踏まえて、具体的な課題としては、成年後見人の医療同意権に関する立法提案等に取り組んでいきたい。更に、制度全体の問題としては、後見人の法定代理権と障害者権利条約の関連が最重要課題となる。

特に、成年被後見人の選挙権が認められると、後見・保佐・補助の後見3類型のうち、「後見」の利用がますます多くなる心配もある（現在でも8割を超えている）。このような事態は障害者権利条約との関連でも望ましい状態ではない。そこで、この問題に対しても「法定代理権」の在り方の問題として研究を継続する。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計12件)

特記以外は巻数無し

- ①黒田美亜紀、死後事務委任の可能性—その有効性と委任の承継、解除権行使の基準について」明治学院大学法科大学院ローレビュー18号、査読無、31-46頁、2013年
②志村武、本人の自己決定を尊重するアメリカの成年後見制度——統一任意後見法における本人の自己決定権尊重と任意後見人の濫用防止の必要性の調和から日本法への示唆を求めて、社会保障法27号、査読有、19-33頁、2013年
③黒田美亜紀、家庭裁判所から選任された成

年後見人による横領と親族相盗例の準用の有無(最高裁平成24年10月9日決定)、旬刊速報税理2013年3月1日号、査読無、38-45頁、2013年

④黒田美亜紀、故人の生存中にその子や配偶者の世話を委託された者が死後に事務処理を遂行した場合の法律関係(高松高裁平成22年8月30日判決)、月刊登記情報53巻2号、査読無、6-12頁、2013年

⑤黒田美亜紀、死後の事務における故人の意思の尊重と相続法秩序、明治学院大学法学研究93号、査読無、49-93頁、2012年

http://www.meijigakuin.ac.jp/~cls/kiyo/93/hougakukenkkyu93_kuroda.pdf

⑥黒田美亜紀、成年後見制度の現状と課題の検討—死後の事務委任契約の発展可能性を中心に、月刊登記情報52巻1号、査読無、9-28頁、2012年

⑦山城一真、フランス成年後見法の現状概観、実践成年後見No.42、査読無、126-129頁、2012年

⑧青木仁美、オーストリア代弁人法とその周辺制度の現状、実践成年後見No.41、査読無、2012年

⑨青木仁美、オーストリア代弁人制度の発展過程に関する一考察(2・完)、早稲田法学会誌61巻2号、査読有、1-53頁、2011年
<http://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/handle/2065/37429>

⑩Hitomi Aoki、Die Auswahl des Vormunds für Volljährige in Japan、BtPraxis(Betreuungsrechtliche Praxis)、Bundesanzeiger Verlag、1/2011、査読有、2011年

⑪青木仁美、オーストリア代弁人制度の発展過程に関する一考察(1)、早稲田法学会誌61巻1号、査読有、1-55頁、2010年

<https://dspace.wul.waseda.ac.jp/dspace/handle/2065/37422>

⑫田山輝明、青木仁美、2006年オーストリア代弁人改正法、早稲田大学比較法学、44巻、査読無、219-232頁、2010年

<http://www.waseda.jp/hiken/jp/public/review/pdf/44/01/ronbun/A04408055-00-044010219.pdf>

[学会発表] (計6件)

- ① Hitomi Aoki、Die Möglichkeit des Behandlungsabbruch im Rahmen der Sachwalterschaft in Japan und Österreich (日奥の成年後見制度の枠組みにおける治療中止指示の可否)、日本・オーストリア「終末期医療と法」シンポジウム(早稲田大学比較法研究所・医事法研究会主催、日本医事法学会・日本生命倫理学会、早稲田大学後援)、2013年4月13日、早稲田大学早稲田キャンパス8号館

②黒田美亜紀、死後の事務における故人の意思の尊重と相続法秩序——ドイツにおける本人死亡後の代理に関する議論を手がかりとして、日本私法学会第76回大会、2012年10月4日、法政大学市ヶ谷キャンパス

③田山輝明、障害者権利条約と成年後見、日本成年後見法学会、2012年5月26日、明治大学駿河台キャンパス リバティタワー

④志村武、本人の自己決定を尊重するアメリカの成年後見制度——統一任意後見法における本人の自己決定権尊重と任意後見人の濫用防止の必要性の調和から日本法への示唆を求めて、日本社会保障法学会 第61回春季大会、2012年5月19日、大阪市立大学杉本キャンパス 法学部棟730教室

⑤田山輝明、成年後見制度の運用サポート体制——成年後見制度の司法的要素と行政的要素、成年後見法世界会議、2010年10月3日、横浜・みなとみらいホール

⑥黒田美亜紀、有料老人ホームの入居契約をめぐる法的問題、日本土地法学会、2010年10月2日、明治学院大学

[図書] (計2件)

①田山輝明(編著)、志村武、山城一真、青木仁美、成年後見制度と障害者権利条約、三省堂、400頁(総頁)、308-350(志村)、208-230(山城)、26-44,45-61,132-144(青木)、2012

②黒田美亜紀、オーストリアの成年後見制度、新井誠ほか編『成年後見法制の展望』、日本評論社、189-208頁、2011

[その他]

①青木仁美、Das japanische Vormundschaftsrecht、ベルン大学・ヴォルフ(Wolf)研究室ゼミナール、2013年1月1日、スイス・ベルン大学

②黒田美亜紀、死後の事務処理における故人の意思の尊重と相続法秩序、成年後見法制研究会、2012年10月6日、早稲田大学早稲田キャンパス9号館207教室

③志村武、ドウ対ロウ事件 [Doe v. Rowe 156 F. Supp. 2d 35(D. Me. 2001)] ——精神病により後見制度の下にある者は選挙権を剥奪されるというメイン州憲法の規定が合衆国憲法第14修正に反して無効とされた連邦メイン州地方裁判所判決——について、成年後見法制研究会、2012年4月14日、早稲田大学早稲田キャンパス9号館207教室

④山城一真、障害者の権利に関する条約(フランス)、成年後見法制研究会、2011年7月23日、早稲田大学早稲田キャンパス9号館207教室

⑤青木仁美、障害者権利条約とオーストリア代弁人法、成年後見法制研究会、2011年6月25日、早稲田大学早稲田キャンパス9号館207教室

⑥山城一真、フランス法における成年被後見人の選挙権、成年後見法制研究会、2011年5月14日、早稲田大学早稲田キャンパス9号館207教室

⑦青木仁美、オーストリアにおける成年被後見人の選挙権、成年後見法制研究会、2011年5月14日、早稲田大学早稲田キャンパス9号館207教室

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田山 輝明 (TAYAMA TERUAKI)
早稲田大学・法学学術院・教授
研究者番号：30063762

(2) 研究分担者

志村 武 (SHIMURA TAKESHI)
関東学院大学・法務研究科・教授
研究者番号：80257188
黒田 美亜紀 (KURODA MIAKI)
明治学院大学・法学部・准教授
研究者番号：60350419
山城 一真 (YAMASHIRO KAZUMA)
早稲田大学・法学学術院・助教
研究者番号：00453986
青木 仁美 (AOKI HITOMI)
早稲田大学・法学学術院・助手
研究者番号：80612291